

「第2給食センター整備運営事業：入札説明書等」訂正箇所新旧対照表

平成26年5月20日

平成26年4月3日に公表した「第2給食センター整備運営事業：入札説明書等」からの訂正箇所の対照表を以下に示します。

■様式集（計算書等）

該当箇所	訂正前	訂正後
G-4 資金収支計画表		<u>（「借入金残高」「評価指標」の各記載年度を「平成26年度～平成43年度」に修正）</u>

■事業契約書（案）

該当箇所	訂正前	訂正後
第2条（16） 〔2ページ〕、 その他関連箇所	（16）「学校配膳室」とは、要求水準書において学校配膳室を改修することが予定されている福岡市立中学校に設置されている学校配膳室をいう。	（16）「学校配膳室」とは、要求水準書において学校配膳室を改修することが予定されている福岡市立中学校に設置されている学校配膳室（以下「 <u>学校配膳室（改修対象）</u> 」という。）並びに要求水準書において <u>運営業務の対象とされている福岡市立中学校及び特別支援学校に設置されている学校配膳室（以下「学校配膳室（運営対象）」という。</u> をいう。 <u>（その他、本文中の上記関連箇所を修正（修正箇所は「事業契約書（案）（5月20日修正版）※修正履歴版」を参照のこと。）</u>
第19条 〔11ページ〕	第19条 事業者は、福岡市の承諾を得た場合に限り、前条の調査を第三者に委託することができる。	第19条 事業者は、福岡市の承諾を得た場合に限り、前条の調査、 <u>運営備品等調達業務（第2条第33号オに規定する業務をいう。以下同じ。）、配送車両調達業務（第2条第33号キに規定する業務をいう。以下同じ。）及び近隣対応・対策業務（第2条第33号クに規定する業務をいう。以下同じ。）</u> を第三者に委託することができる。

■要求水準書

該当箇所	訂正前	訂正後
Ⅱ. 4.（4） ①. ア.（エ） 〔17ページ〕	b. 調理室側及び食肉類、魚介類、野菜類を扱う下処理室側にカウンターで受渡しできるようにする。	b. 調理室側及び <u>食肉類、魚介類を扱う下処理室側</u> にカウンターで受渡しできるようにする。
参考資料7		<u>（図の修正）</u>